

(国土交通委員会)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人海上災害防止センターを解散して独立行政法人海上災害防止センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)とする。

二 センターは、海上災害の発生及び拡大の防止(以下「海上防災」という。)のための措置の実施、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

三 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

四 センターの資本金は、政府等から出資があつたものとされた金額の合計額とする。政府は、センターが国土交通大臣の認可を受けて資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

五 センターに、役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事二人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

六 センターは、二の目的を達成するため、海上防災のための措置の実施、海上防災のための措置に必要な資機材の保有、海上防災訓練、調査研究、情報の収集・整理・提供、指導・助言、国際協力の推進等の業務を行う。

七 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

八 所要の罰則規定を設ける。

九 基金、区分経理、利害及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。

十 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、七に掲げる事項等は、同年七月一日から施行

する。

十一 海上災害防止センターは、センターの成立の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、センターが承継するものとする。